

2021年11月12日

株主のみなさまへ

岐阜市神田町8丁目26番地
株式会社 **十六銀行**
取締役頭取 石黒明秀

中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、2021年11月12日開催の当行取締役会において、第247期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申しあげます。

敬具

記

当行定款の規定に基づき、2021年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 中間配当金 | 1株につき50円 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 2021年12月10日（金） |

以上

中間配当金のお支払いにつきまして

- 全ての株主さまへ「第247期中間配当金計算書」を12月9日にお届けのご住所宛てに発送する予定でございます。
- 口座振込をご指定の株主さまには、12月10日付にてご指定の口座へお振込の手続きをいたします。
- 口座振込のご指定のない株主さまには、「第247期中間配当金領収証」を12月9日にお届けのご住所宛てに発送する予定でございます。